大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規 定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和2年10月20日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称フジグランナタリー
- (2) 所在地 廿日市市阿品三丁目 2 5 3 3 番地外
- 2 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前7時00分から午後9時00分まで
2	午前7時00分から午後9時00分まで
3	午前7時00分から午後9時00分まで

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前7時00分から午後9時00分まで
2	午前0時00分から午後12時00分まで
3	午前7時00分から午後9時00分まで

3 変更する日

令和2年10月21日

4 変更する理由

物流の人員不足対策として効率化を図るため。

5 届出年月日

令和2年10月20日

- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧場所

廿日市市環境産業部産業振興課(廿日市市下平良一丁目11番1号)

(2) 縦覧期間

令和2年10月20日から令和3年2月20日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和2年2月20日

(2) 提出先

廿日市市環境産業部産業振興課